

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号 改正 平成21年9月30日規則第80号 (中略) 令和6年3月5日規則第13号 <u>令和7年3月31日規則第66号</u> 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 目次から第10条 現行のとおり (整備基準及び集合住宅整備基準) 第11条 第1項から第5項 現行の通り 6 特定公共的施設(建築物に限る。)又は集合住宅の改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。))をいう。以下この項、第13条第1項第1号及び第14条において同じ。)をする場合(条例第14条(条例第21条第2項において準用する場合を含む。))の規定による届出を行う場合に限る。)の別表第2から別表第13までの規定の適用は、次に掲げる部分 <u>(第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分)</u>に限るものとする。 (1) 当該改修に係る部分 (2) 道等(道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。)から前号に掲げる部分にある利用居室等(不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この条において同じ。)、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等	○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号 改正 平成21年9月30日規則第80号 (中略) 令和6年3月5日規則第13号 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 目次から第10条 略 (整備基準及び集合住宅整備基準) 第11条 第1項から第5項 6 特定公共的施設(建築物に限る。)又は集合住宅の改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。))をいう。以下この項、第13条第1項第1号及び第14条において同じ。)をする場合(条例第14条(条例第21条第2項において準用する場合を含む。))の規定による届出を行う場合に限る。)の別表第2から別表第13までの規定の適用は、次に掲げる部分に限るものとする。 (1) 当該改修に係る部分 (2) 道等(道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。)から前号に掲げる部分にある利用居室等(不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この条において同じ。)、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等

改正後	改正前
に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のものにおける車椅子利用者用客室（車椅子使用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （3） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （4） 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子利用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができる便房をいう。以下同じ。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （5） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 （6） 車椅子利用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路	に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のものにおける車椅子利用者用客室（車椅子使用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの<u>1以上</u>の経路を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （3） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （4） 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子利用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができる便房をいう。以下同じ。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの<u>1以上</u>の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （5） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 （6） 車椅子利用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの<u>1以上</u>の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
第11条第7項から第23条 現行の通り <u>附 則（令和7年3月31日規則第66号）</u>	第11条第7項から第23条 略 （新設）

改正後		改正前	
1 この規則は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。			
別表第2 建築物に関する整備基準（第11条関係）		別表第2 建築物に関する整備基準（第11条関係）	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合における道等から当該利用居室等までの経路（<u>当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、それらの出入口と車椅子使用者部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。）</u>）	1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合における道等から当該利用居室等までの経路

改正後			改正前		
		<u>との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。）</u> イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（17の項に規定する車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路<u>（当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</u> ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路<u>（当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</u> エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） （2） 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。			イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（17の項に規定する車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） （2） 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

改正後			改正前		
2	出入口	現行のとおり	2	出入口	略
3	廊下等	現行のとおり	3	廊下等	略
4	階段	現行のとおり	4	階段	略
5	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	現行のとおり	5	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	略
6	エレベーター及びその乗降ロビー	現行のとおり	6	エレベーター及びその乗降ロビー	略
7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	現行のとおり	7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	略
8	便所	現行のとおり	8	便所	略
9	敷地内の通路	現行のとおり	9	敷地内の通路	略
10	駐車場	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、 <u>次に掲げる</u> 数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。 <u>ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設</u>	10	駐車場	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、 <u>当該駐車場の全駐車可能台数が200以下のときは当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車可能台数が200を超えるときは当該駐車可能台数に100分の1を乗じて得た数（1未</u>

改正後			改正前		
		<u>けられている場合その他の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号。以下「令和6年国土交通省告示第1072号」という。）に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u> <u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</u> <u>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上</u> （2） 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができる			<u>満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</u> （新設） （新設） （2） 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができる

改正後			改正前			
		だけ短くなる位置に設けること。 <u>ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</u> (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。			だけ短くなる位置に設けること。 (新設) (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。	
11	標識	現行のとおり		11	標識	略
12	案内設備	現行のとおり		12	案内設備	略
13	案内設備 までの経路	現行のとおり		13	案内設備 までの経路	略
14	浴室及び シャワー室	現行のとおり		14	浴室及び シャワー室	略
15	洗面所等	現行のとおり		15	洗面所等	略
16	更衣室及び 脱衣室	現行のとおり		16	更衣室及び 脱衣室	略
17	宿泊施設 の客室	現行のとおり		17	宿泊施設 の客室	略
18	観覧席及び 客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客		18	観覧席及び 客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客

改正後		改正前	
	席を設ける場合には、次に掲げるものとする こと。 <u>(1) 車椅子使用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が200以下の場合には当該席数に50分の1を乗じて得た数（<u>その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数</u>）以上、全席数が200を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（<u>その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数</u>）に2を加えた数以上設けること。</u> <u>(2) 前号の観覧席又は客席は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして、次に掲げるものとする。</u> <u>ア 幅は90センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</u> <u>ウ 床は、平らとすること</u> <u>(3) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</u>		席を設ける場合には、次に掲げるものとする こと。 <u>ア 車椅子使用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が200以下の場合には当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。</u> <u>イ 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</u> (新設) (新設) (新設) (新設)
19 公共的通路	現行のとおり	19 公共的通路	略

改正後		改正前	
20	光警報装置 便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上 <u>設け、その旨を表示すること。</u>	20	光警報装置 便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上 <u>設けること。</u>
備考		備考	
1 この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。		1 この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。	
2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	
別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）		別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合における道等から当該利用居室までの経路（<u>当該利用居室に別表第2の18の項及びこの表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。</u>）（幼稚園、保育所及び母子生活支援施設、理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類す	1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合における道等から当該利用居室までの経路（幼稚園、保育所及び母子生活支援施設、理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類する。）又は別表第1の1の部9の項公共的施

改正後				改正前			
		るサービス業を営む店舗並びに中規模建築物（診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）又は別表第1の1の部9の項公共的施設の欄第1号、10の項及び11の項公共的施設の欄第1号に掲げる建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ200平方メートル以上500平方メートル未満のものをいう。以下この表において同じ。）にあっては、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（<u>当該利用居室に別表第2の18の項及びこの表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。</u>） ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（<u>当該利用居室に別表第2の18の項及びこの表の16の項に定める観覧席又は客席がある場</u>			設の欄第1号、10の項及び11の項公共的施設の欄第1号に掲げる建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ200平方メートル以上500平方メートル未満のものをいう。以下この表において同じ。）にあっては、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路		

改正後			改正前		
		<u>合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</u> エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） (2) 移動等円滑化経路上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。			エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） (2) 移動等円滑化経路上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2	出入口	現行のとおり	2	出入口	略
3	廊下等	現行のとおり	3	廊下等	略
4	階段	現行のとおり	4	階段	略
5	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	現行のとおり	5	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	略
6	エレベーター及びその乗降ロビー	現行のとおり	6	エレベーター及びその乗降ロビー	略
7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	現行のとおり	7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	略
8	便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主とし	8	便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主とし

改正後			改正前		
	て高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 <u>(2) 次に掲げる建築物における前号の便所は、これらの者が利用する階(当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。)の階数に相当する数以上設けること。</u> <u>ア 病院又は診療所(入院施設のあるものに限る。)</u> <u>イ 診療所(入院施設のないものに限る。)のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの</u> <u>ウ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</u> <u>エ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設</u> <u>オ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設</u> <u>カ 学校その他これらに類する施設又は幼稚園</u> <u>キ 車両の停留所又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</u> <u>ク 自動車の停車のための施設又は自動車の</u>			て高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	

改正後				改正前			
		<u>停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）うち床面積の合計が500平方メートル以上のもの</u> <u>ケ 公衆便所のうち床面積の合計が50平方メートル以上のもの</u> <u>コ 区民会館、区民センター又は区立地区会館</u> <u>サ 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設等（すべての集会室の面積が200平方メートル以下のものに限る。）</u> <u>シ 集会場・冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u> <u>ス 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの</u> <u>セ 飲食店のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの</u> <u>ソ 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの</u> <u>タ ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u> <u>チ 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u>					
						(新設)	
						(新設)	
						(新設)	
						(新設)	
						(新設)	
						(新設)	
						(新設)	
						(新設)	

改正後			改正前		
	<u>ツ 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設</u> <u>テ 展示場又はこれに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u> <u>ト 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u> <u>ナ 料理店のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u> <u>ニ 複合施設のうち、床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u> <u>ヌ 共同住宅のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等がある階に限る。）</u> <u>(3) 前号の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満の階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000平方メートルに達するごとに1以上）。</u> ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。			(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	

改正後			改正前		
		(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 <u>(4) 前号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u> <u>(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</u> <u>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</u> イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 ウ 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、(シ)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその			(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 (新設) (新設) (新設) (新設) イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 ウ 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、(シ)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその

改正後				改正前			
		他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (ア) 病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設 (イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (オ) 学校 (カ) 公会堂<u>及び</u>集会場<u>・</u>冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。） (キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (ク) 飲食店 (ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (サ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (シ) ホテル、旅館その他これらに類する施			他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (ア) 病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設 (イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (オ) 学校 (カ) 公会堂<u>、</u>集会場<u>、</u>冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。） (キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (ク) 飲食店 (ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (サ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (シ) ホテル、旅館その他これらに類する施		

改正後				改正前			
		設 (ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (セ) 展示場又はこれに類する施設 (ソ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設 (タ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。） (チ) 地下街又はこれに類する施設 (ツ) 複合施設 エ 前号ウに掲げる建築物で(ア)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。 <u>(5) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</u> <u>(6) 第1号の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上</u>			設 (ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (セ) 展示場又はこれに類する施設 (ソ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設 (タ) 公会堂、<u>集会場</u>、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。） (チ) 地下街又はこれに類する施設 (ツ) 複合施設 エ 前号に掲げる建築物で(ア)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。 (新設) <u>(3) 第1号の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上</u>		

改正後			改正前		
		(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。 イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。 <u>(7)</u> 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。 イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。			(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。 イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。 <u>(4)</u> 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。 イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。
9	敷地内の通路	現行のとおり	9	敷地内の通路	略
10	駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、<u>次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利</u>	10	駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、<u>そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。</u>

改正後				改正前			
		<u>用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u> <u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</u> <u>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数</u>が200を超えるときは、<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上</u> (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 <u>ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</u> (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅			(新設) (新設) (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (新設) (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅		

改正後			改正前		
		子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。<u>なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする</u>こと（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。 （４） 中規模建築物にあっては、前３号の規定は、適用しない。			子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。 （４） 中規模建築物にあっては、前３号の規定は適用しない。
11	標識	現行のとおり	11	標識	略
12	案内設備	現行のとおり	12	案内設備	略
13	案内設備 までの経路	現行のとおり	13	案内設備 までの経路	略
14	浴室及び シャワー室	現行のとおり	14	浴室及び シャワー室	略
15	宿泊施設 の客室	現行のとおり	15	宿泊施設 の客室	略
16	観覧席及び客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 ア 車椅子利用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、<u>当該観覧席又は客席の全席数が400以下の場合には2以上、全席数が400を超える場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u>以上設けること。	16	観覧席及び客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 ア 車椅子利用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に<u>1</u>以上設けること。

改正後				改正前			
		<u>イ アの観覧席又は客席は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして、次に掲げるものとする。</u> <u>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</u> <u>(イ) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</u> <u>(ウ) 床は、平らとすること。</u> <u>ウ 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</u>			<u>イ 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)		
17	公共的通路	現行のとおり		17	公共的通路	略	
備考				備考			
1 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。 2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。				1 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。 2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。			
別表第4 小規模建築物に関する遵守基準（第11条関係）				別表第4 小規模建築物に関する遵守基準（第11条関係）			
	整備項目	遵守基準			整備項目	遵守基準	
	1 出入口	現行のとおり			1 出入口	略	
	2 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者が利用すること			2 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者が利用すること	

改正後			改正前		
		ができる次に掲げる構造の便房を1以上<u>設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u> ア 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が利用することができるような空間を確保すること。 ウ 直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。ただし、上下階の移動に係る部分は、この限りでない。			ができる次に掲げる構造の便房を1以上<u>設けること。</u> ア 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が利用することができるような空間を確保すること。 ウ 直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。ただし、上下階の移動に係る部分は、この限りでない。
3	敷地内の通路	現行のとおり	3	敷地内の通路	略
備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。			備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。		
別表第12 集合住宅に関する整備基準（第11条関係）			別表第12 集合住宅に関する整備基準（第11条関係）		
整備項目	整備基準		整備項目	整備基準	
1 特定経路等	現行のとおり		1 特定経路等	略	
2 出入口	現行のとおり		2 出入口	略	
3 廊下等	現行のとおり		3 廊下等	略	
4 階段	現行のとおり		4 階段	略	
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	現行のとおり		5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	略	
6 エレベーター及びそ	現行のとおり		6 エレベーター及びそ	略	

改正後			改正前		
	の乗降ロビー			の乗降ロビー	
7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	現行のとおり	7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	略
8	便所	現行のとおり	8	便所	略
9	浴室及びシャワー室	現行のとおり	9	浴室及びシャワー室	略
10	敷地内の通路	現行のとおり。	10	敷地内の通路	略
11	駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、<u>次に掲げる数以上の</u>車椅子使用者用駐車施設（<u>当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を除く。</u>）を設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 <u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数</u>が200以下（<u>当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。</u>）	11	駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、<u>そのうち1以上に、</u>車椅子使用者用駐車施設を<u>1以上</u>設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 (新設)

改正後			改正前		
		<u>以下この号及び次号において同じ。）のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</u> <u>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上</u> (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 <u>ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</u> (3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。			(新設) (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (新設) (3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。
12	標識	現行のとおり	12	標識	略
13	案内設備	現行のとおり	13	案内設備	略

改正後			改正前		
14	案内設備 までの経路	現行のとおり	14	案内設備 までの経路	略
15	公共的通 路	現行のとおり	15	公共的通 路	略
備考			備考		
1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。			1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。		
2 特定経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。			2 特定経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。		
別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）			別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）		
	整備項目	遵守基準		整備項目	遵守基準
1	特定経路	現行のとおり	1	特定経路	略
2	出入口	現行のとおり	2	出入口	略
3	廊下等	現行のとおり	3	廊下等	略
4	階段	現行のとおり	4	階段	略
5	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	現行のとおり	5	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	略
6	エレベーター及びその乗降ロビー	現行のとおり	6	エレベーター及びその乗降ロビー	略
7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターそ	現行のとおり	7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターそ	略

改正後			改正前		
	の他の昇降機			の他の昇降機	
8	便所	(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) <u>前号の便所のうち、多数の者が利用する利用居室を設ける場合には、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設けること（住戸又は住室のみがある階及び滞在時間が短い利用居室を除く。）。</u> (3) <u>前号の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする（階の床面積の合計が1,000平方メートル未満の階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000平方メートルに達するごとに1以上）。</u> <u>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</u> <u>（ア） 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。</u> <u>（イ） 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</u> (4) <u>前号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける</u>便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者	8	便所	(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者

改正後				改正前			
		用便房を1以上設けること。 (ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 イ 便所(床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。)内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (5) 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。				用便房を1以上設けること。 (ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 イ 便所(床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。)内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (3) 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。	
9	浴室及びシャワー室	現行のとおり		9	浴室及びシャワー室	略	
10	敷地内の通路	現行のとおり		10	敷地内の通路	略	
11	駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、<u>次に掲げる数以上の</u>車椅子使用者用駐車施設(<u>当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上</u>		11	駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、<u>そのうち1以上に、</u>車椅子使用者用駐車施設を<u>1以上</u>設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。	

改正後				改正前			
		<u>設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を除く。)</u>を設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 <u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。)</u>が200以下のときは、<u>当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上</u> <u>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数</u>が200を超えるときは、<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上</u> (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 <u>ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</u> (3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者				(新設) (新設) (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (新設) (3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者	

改正後			改正前		
		用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路についての誘導表示を設けること。			用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路についての誘導表示を設けること。
12	標識	現行のとおり	12	標識	略
13	案内設備	現行のとおり	13	案内設備	略
14	公共的通路	現行のとおり	14	公共的通路	略
備考			備考		
1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。			1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。		
2 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号の規定の適用については、同号中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。			2 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号の規定の適用については、同号中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。		